

平成21年7月吉日

お客様各位

足利小山信用金庫

「個人型確定拠出年金（個人型401k）」の取扱開始について

足利小山信用金庫（理事長 篠田 洋行）は、平成21年7月6日より確定拠出年金（401k）の運営管理機関である東京海上日動火災保険株式会社と提携し、「個人型確定拠出年金（401k）」の受付業務を全店で開始いたしました。

当制度は、自営業者の方や企業年金のない企業にお勤めの方などを対象とする公的年金に上乘せする年金制度で、掛金が全額所得控除になる等大きな税制メリットがある制度です。以下に当制度の概要をお知らせいたします。

記

1. 大きな税制メリット

- ・掛金が全額所得控除となります。
- ・運用益は非課税となります。
- ・給付金を年金で受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金で受け取る場合は「退職所得控除」が適用されます。

2. 加入対象者と拠出限度額

加入対象者	拠出限度額
国民年金の第1号被保険者	月額68,000円 (国民年金基金の掛金と合算)
国民年金の第2号被保険者 (企業年金、確定拠出年金企業型等に加入されていない方)	月額18,000円

※最低掛金額が月額5,000円以上で、拠出限度額まで1,000円単位で設定できます。

※公務員や国民年金の第3号被保険者の方(主婦等)は、加入できません。

以上

本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

足利小山信用金庫 コンサルティングプラザ小山 (担当 小峰)

電話 0285-32-7103